清掃

～不法投棄はやめましょう～

【旧尾道・御調・向島地域】 問尾道市クリーンセンター（☎0848-48-2900）
衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
【因島地域（原・洲江含む）】 問南部清掃事務所 （☎0845-24-0432）
【瀬　戸　田　地　域】 問南部清掃事務所瀬戸田分所（☎0845-27-0454）

■11月の「休日」ごみ持込受付（対象は家庭ごみです。）

22日㈰	8：30～12：00	尾道市クリーンセンター
		南部清掃事務所
		瀬戸田名荷埋立処分地
28日㈯	8：30～11：00	御調清掃センター

必ず分別をして、分別ごとに降ろしやすいようにして持ち込んでください。
※向島クリーンセンター、因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

■11月23日「振替休日」のごみ収集

月・木曜日が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。

※もやせるごみ以外の収集はお休みです。
※ごみの持込受付はありません。

■年末の「ごみの持込み」はお早めに

毎年、年末になるとごみの持込みは混雑します。平日であれば比較的空いていますので、しっかり分別してお早めにお越しください。なお、平日の受付時間などは施設により異なることがありますので、事前に持ち込まれる施設にご確認ください。

年末のごみ収集日・ごみ持込受付・し尿収集の日程は、広報おのみち12月号に掲載予定です。



■不法投棄は犯罪です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、みだりにごみを投棄することは禁止されており、不法投棄を行った者は罰則が課せられます。
（廃棄物処理法第25条及び第32条）
・個人の場合は５年以下の拘禁刑、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。
・法人の場合は３億円以下の罰金。



不法投棄を予防するために、次のような対策が大切です。
・こまめに草刈りをし、見通しのきくきれいな状態にしておきましょう。
・敷地の入口に柵やカギを設けるなど、車両等が侵入しにくい環境を作りましょう。
・定期的な見回りをするなど、常に土地の状況を把握しておきましょう。
広島県と尾道市も「不法投棄監視パトロール」を警察によるパトロール等とともに行っていますが、不法投棄を見かけましたら、尾道警察署（☎0848－22－0110）へご相談ください。

環境資源リサイクルセンター

（☎0848-48-2212）
10:00～16:30／月・木・祝日休館

Facebook▶

12/1㈫～13㈰　冬のリサイクル市

〈冬のリサイクル市開催に伴いリサイクル品を募集します〉

衣類・日用贈答品・置物・くつ・かばんなどリサイクル品を募集しています。
まだ使える不用な品物がご家庭に眠っていましたら、ご寄贈ください。車が入るところまで、リサイクル品の個別収集も日を定めて行っています。ご希望の人は電話でお申込みください。
※品物の種類、状態によってはお断りする場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

12月の出張販売

12月	5日㈯	10:00～14:00 市民センターむかいしま
12月	8日㈫	10:30～14:00 因島総合支所１階 デッキ
12月	9日㈬	10:30～14:00 瀬戸田市民会館前駐車場
12月	11日㈮	10:00～14:00 道の駅クロスロードみつぎ

急な休館やイベント情報などを発信しています。
HP https://www.facebook.com/onomichi.recycle

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　e電子メール　HPホームページ

マイナンバーカードの交付を休日・金曜夜間にも行います!（完全予約制）



日休日：11月29日㈰、
12月13日㈯
8：30～12：00
金曜：毎週17：30～19：00
対マイナンバーカード（個人番号カード）の交付案内が届いた人

■予約可能な手続き
①カードの受け取り
②電子証明書の手続き
（電子証明書の更新・暗証番号の初期化（ロック解除）・住所変更などによる券面事項の変更など）
※写真撮影サービスは平日（8：30～16：00）のみです。
申インターネット予約・電話予約
※5日前までに予約完了してください。詳しくは市HPをご確認ください。
場本庁市民課のみ
持・マイナンバーカード交付通知書兼照会書（紛失された場合は市民課までお問合せください）
・本人確認書類（交付案内参照）
・マイナンバーカード（更新や電子証明書の手続きの場合）
・通知カード（回収します）

▲マイナンバー予約サイト

予約・問合わせ先
市民課
（☎0848－38－9166）

尾道・今治航路復活実証事業（第2回）

日11月の土日
場尾道駅前桟橋～今治港
内自転車と一緒に乗れる船で美しいせとうちの島々をめぐるクルージング
料区間により異なる。
1日乗り放題「しまなみクルージングパス」は5,500円
問観光課（☎0848－38－9184）



▲HP

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際に添付してください。

■対象：送付時期
①1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人：10月下旬～11月上旬
②10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した人（①の人を除く。）：令和9年2月上旬
※電子データの送付対象者には、書面の郵送は行いません。
問ねんきん加入者ダイヤル（☎0570－003－004（ナビダイヤル））

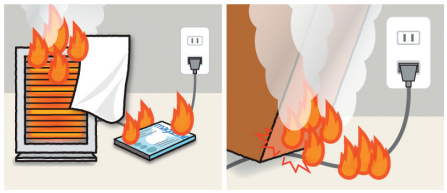
ねんきんネットとマイナポータルを連携し、ねんきんネットで電子送付希望の登録をすると、マイナポータルで確定申告などに必要な年金の通知書を電子データで受け取れます。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

問ねんきん定期便・ねんきんネットなど専用ダイヤル（☎0570－058－555）

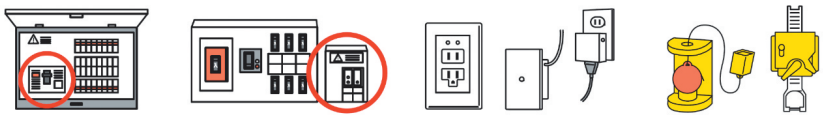
▲日本年金機構HP

地震に備えて「感震ブレーカー」を設置しましょう!

【地震が引き起こす電気火災とは？】
地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことを言います。
●地震の揺れで電気ストーブが転倒したり、ストーブに落ちた洗濯物から出火する。
●家具が転倒し、その下敷きで断線した電気コードがショートして出火する。



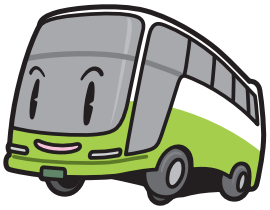
【地震のときの「通電火災」に備えましょう】
感震ブレーカーは、地震の揺れを感知すると、自動的に電気を遮断する器具です。地震による電気火災を防ぐための対策の一つとして、感震ブレーカーの設置を検討しましょう。



【感震ブレーカーについてアンケートを実施しています】
問消防局予防課
（☎0848－55－9123）

アンケートの回答は▶こちらから

路線バス運賃無料5DAYSを実施します



問尾道市地域公共交通協議会（事務局：政策企画課☎0848−38−9316）

市内を走る路線バスに無料で乗車できる「尾道市路線バス運賃無料５DAYS」を実施します。ぜひ、バスを利用して市内のお出かけをお楽しみください。

また、イベント期間中は混雑が予想されるため、バスに乗車の際は、余裕をもってご利用ください。

日11月19日㈬～23日（月・祝）

期間中、何回乗降しても無料

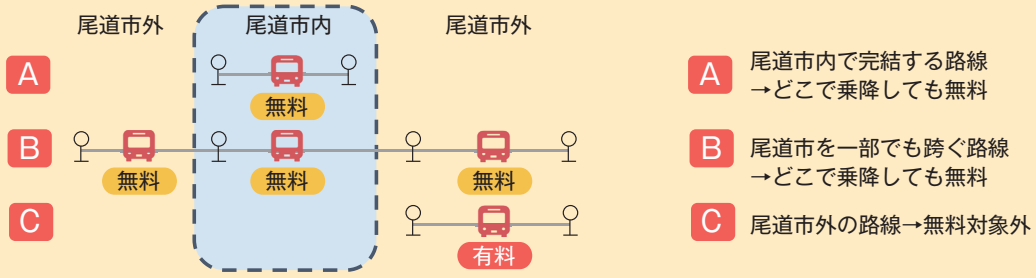
対象路線

尾道市内を一部でも運行する路線バス　【対象外】11/21㈯、22㈰運行の尾道市立大学学校推薦型選抜に係る臨時便（おのみちバス㈱）、松永～如水館線（鞆鉄道㈱）、高速バス、コミュニティバス

対象路線バス事業者（五十音順）　因の島バス㈱、おのみちバス㈱、㈱中国バス、鞆鉄道㈱、本四バス開発㈱

注意事項

◇バスの運行ダイヤは通常どおりです。混雑が想定されますので、時間には余裕をもってご利用ください。
◇現金、ICカード、優待券等はご利用いただけません。誤って現金等を支払った場合の返金対応はできません。
◇天候等により中止になる場合があります。
◇尾道市を一部でも跨ぐ路線であれば運賃無料５DAYSの対象となります。※詳細は下図



※対象のバスには、「運賃無料5DAYS実施中」等の表示があります。

運賃無料５DAYS利用後のアンケートにご協力ください。

▼アンケートはこちら
【回答可能期間】
11/19㈬～12/10㈬

▼詳細は尾道市HP

身近なとこから ゼロカーボン series 30

公共交通でエコに移動 ～スマートムーブ～

問環境政策課（☎0848−38−9434）



スマートムーブとは、日常生活における移動手段を工夫し、二酸化炭素の排出量を削減する取組です。日本の二酸化炭素排出量のうち、自動車などの移動で排出される量は、全体の約19.2％を占めています。（2023年国土交通省作成資料より）

電車やバスなどの公共交通機関は、マイカーに比べて二酸化炭素排出量が少ない、エコな移動手段です。

ぜひ、運賃無料5DAYSをきっかけに、公共交通機関を活用して、地球温暖化防止の取組にご協力ください。

廃棄物（ごみ）の野外焼却は、法律で原則禁止されています



煙や悪臭、灰などにより近隣に迷惑となります。

ダイオキシン類などの有害物質の発生や、火災発生の恐れもあります。農業や祭事など例外として認められている焼却であっても、周辺に影響が及ばないよう配慮が必要です。できる限り農業の草等も焼却せず、燃やせるごみの日に少量（２袋）ずつ、ごみステーションに出しましょう。

問環境政策課（☎0848−38−9434）

11月30日（いいみらい）は「年金の日」「ねんきんネット」のご活用を

自分の年金記録や将来の年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンから、いつでも自分の年金記録を確認できるほか、自分の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

問三原年金事務所（☎0848−63−4111）

ねんきんネット▶

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　e電子メール　HPホームページ

図柄入り「尾道」ナンバープレート導入に取り組みます

❶ご当地ナンバーとは

国土交通省では、自動車のナンバープレートを「走る広告塔」として、地域振興や観光振興に活用するため、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」の普及を進めています。

また、「ご当地ナンバー」の導入には、その地域をイメージさせる図柄も合わせて検討することとなっています。



❷導入にあたって

ご当地ナンバーの導入は、地域内の自動車の登録台数について、一定の要件を満たす必要があり、本市が導入するには、複数市町での共同申請が必要になります。

本市では、令和４年11月、市内の各種団体から、歴史や文化、生活圏を共にする世羅町との「『尾道』ナンバー導入を求める請願」が市議会へ提出されました。同年12月定例会において採択されたことを受け、これまで世羅町との共同申請を働きかけてまいりました。

令和８年６月に、世羅町議会で「『尾道』ナンバー導入に関する請願」が採択され、今後、世羅町との共同申請に向けて協議を行ってまいります。「尾道ナンバー」導入により、観光、医療、教育など、世羅町との連携を強化し、持続可能で豊かな尾道・世羅圏域の構築を進めてまいります。

❸今後の予定

令和８年12月下旬

国への意向表明

令和９年４月下旬

国への導入申込

令和９年８月頃

導入地域の決定

令和９年12月下旬

国への図柄案の提案

◀市HP

「尾道」ナンバープレートの取組の状況は、市HPでも発信していきます。

❹Q&A

Q.「尾道」ナンバーはいつから導入されますか。

A. 令和11年５月ごろから交付開始が予定されています。これ以降に、新規登録・届出された自動車は、順次、すべて「尾道」ナンバーになります。

Q.「尾道」ナンバーにはすべて図柄が入るのですか。

A. 誰でも交付を受けることができる図柄のない通常の「尾道」ナンバープレートと、寄付をした人が選択できる図柄入り「尾道」ナンバープレートがあります。

なお、寄附金は地域振興や観光振興に活用される予定です。

Q.「尾道」ナンバーも図柄はカープになりますか。

A. 現時点で図柄は未定です。今後、共同申請を行う世羅町とともに検討を重ねていく予定です。

問政策企画課
（☎0848−38−9316）